

労働安全衛生法第65条で定める作業環境測定を行うべき場所と測定の種類等

作業環境の実態を絶えず正確に把握しておくことは、職場における健康管理の第一歩です。作業環境の現状を認識し、作業環境管理・作業管理を適切に実施し健康管理につなげていくことが重要です。

労働安全衛生法第65条では、作業環境測定を行うべき作業場として11種類が作業場規定されています。

作業環境測定を行うべき作業場		測定				
作業場の種類（労働安全衛生法施行令第21条）		関連規則	測定の種類	測定回数	記録の保存年	
①	土砂、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場 ※	粉じん則26条	空気中の粉じん濃度および粉じん中の遊離けい酸含有率	6月以内ごとに1回	7	
2	暑熱、寒冷または多湿の屋内作業場	安衛則607条	気温、湿度およびふく射熱	半月以内ごとに1回	3	
3	著しい騒音を発する屋内作業場	安衛則590、591条	等価騒音レベル	6月以内ごとに1回	3	
4	坑内	イ 炭酸ガスが停滞する作業場	安衛則592条	炭酸ガスの濃度	1月以内ごとに1回	3
		ロ 28℃を超える作業場	安衛則612条	気温	半月以内ごとに1回	3
		ハ 通気設備のある作業場	安衛則603条	通気量	半月以内ごとに1回	3
5	中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務用の用に供されるもの	事務所則7条	一酸化炭素および炭酸ガスの含有率、室温および外気温、相対湿度	2月以内ごとに1回	3	
6	行放 う射 作線 業業 場務 を	イ 放射線業務を行う管理区域	電離則54条	外部放射線による線量当量率	1月以内ごとに1回	5
		ロ 放射性物質を取り扱う作業室	電離則55条	空気中の放射性物質の濃度	1月以内ごとに1回	5
		ハ 坑内の核原料物質の掘採業務を行う作業場	電離則55条			
⑦	特定化学物質（第1類物質または第2類物質）を製造し、または取り扱う屋内作業場 ※	特化則36条	第1類物質および第2類物質の空気中の濃度	6月以内ごとに1回	3 (30)	
⑧	令第21条第7号の作業場（石綿等に係るものに限る。） ※	石綿則36条	石綿の空気中における濃度	6月以内ごとに1回	40	
⑨	一定の鉛業務を行う屋内作業場 ※	鉛則52条	空気中の鉛の濃度	1年以内ごとに1回	3	
10	酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場	酸欠則3条	第1種酸素欠乏危険作業に係る作業にあつては、空気中の酸素の濃度	作業開始前ごと	3	
			第2種酸素欠乏危険作業に係る作業にあつては、空気中の酸素および硫化水素の濃度	作業開始前ごと	3	
⑩	第1種有機溶剤または第2種有機溶剤を製造し、または取り扱う業務を行う屋内作業場※	有機則28条	当該有機溶剤の濃度	6月以内ごとに1回	3	

注1 ○印で囲まれている数字は、作業環境測定士による測定が義務付けられている指定作業場であることを示す。

注2 表中の10の酸素欠乏危険場所については、酸素欠乏危険作業主任者（第2種酸素欠乏危険作業にあつては、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者）に行わせなければならない。

注3 ※印は作業環境評価基準の適用される作業場を示す。